科学技術文献情報提供事業に係る
コンテンツ提供サービス事業
2026 新サービス公募　仕様書

［技術補完事業者枠］

令和 8 年 8 月

国立研究開発法人科学技術振興機構

目次

1. 件名 3
2. 総則 3
3. 目的 3
4. 契約期間及び事業実施期間 3
5. 既採択事業者における応募の制限 4
6. 事業形態と公募区分（事業者枠・サービスタイプ） 4
7. 参加資格要件 4
8. 事業内容 6
（1） JDream サービスへの技術補完 6
（2） 事業の基本的な考え方 7
9. 事業実施の条件 7
（1） JST 提供データの利用 7
（2） JST 提供データの収集・作成方針 8
（3） JST 提供データの AI 利用 8
（4） 事業の対象範囲 9
（5） 事業提案と JDream サービスへの組み込み 10
（6） 事業の実施システム 11
（7） 事業におけるサービスの役割と拡張等について 11
（8） 商標・新サービスの名称 11
（9） サービスや機能の稼働等開始期限 11
（10） 事業者の収入 11
（11） データ等の利用許諾に対する対価 12
（12） 補完事業者 12
（13） 顧客情報等の管理 12
（14） 実施内容の改善及び見直し 12
（15） 技術や機能の提供等の撤退 12
10. 報告 13
11. 納品物 13
12. 担当部署 13
13. その他 13

別紙１　**JST が提供可能なデータ**

1.　JST が提供する文献情報等のデータ 14
（1）　文献情報データベース(JST 系ファイル) 14
（2）　文献情報データベース(プレプリントサーバファイル) 15
（3）　文献情報データの作成予定 16
2.　JST 作成の文献情報以外のデータ 16
（1）　化合物データベース 16
（2）　文献情報の関連データ 17
（3）　JST の辞書等 19
3.　JST が提供するデータについて遵守すべき法令等 20
4.　JST が保有する商標 20

別紙２　**事業実施上の基本的事項**

1.　体制・事業実施 21
（1）　総括責任者の設置 21
（2）　事業実施について 21
（3）　コンプライアンス等 22
2.　情報セキュリティ 24

1. 件名

科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業（技術補完事業者枠）

2. 総則

本仕様書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が行う、科学技術文献情報提供事業におけるコンテンツ提供サービス事業（技術補完事業者枠）（以下「本事業」という。）を民間事業者により実施する内容について定める。

3. 目的

JST が実施する科学技術文献情報提供事業では、研究開発活動の効率的実施を促し、科学技術の振興を図ることを目的として、日本国の内外から収集した科学技術文献の書誌・抄録・索引等の文献情報を登載するデータベースを整備し、インターネット等を活用して、研究者・技術者が利用しやすい形で提供している。これらは日本国内の全分野にわたる科学技術文献を網羅的かつ体系的に整備している唯一のデータベースであり、日本の科学技術の振興において必要不可欠な国家的財産である。昭和 32 年度から平成 23 年度までの間、JST が作成したデータを活用した業務（オンライン検索サービス、出版サービス、分析・可視化サービス等）を JST 自ら実施し、平成 24 年度からは JST が整備したデータベース等を用いて民間事業者がデータを活用したさまざまなサービスを提供することで、我が国の研究開発の共通的基盤を構築・強化し、科学技術の振興やイノベーションの創出を図ってきた。

一方、近年のインターネットでの様々な検索サービスの台頭、オープンアクセス（論文の無料による閲覧）やオープンイノベーションの普及により、ユーザの検索方法が変化している。さらに、社会で活用されている ICT の中でも、特にビッグデータ解析、自然言語処理や人工知能の技術進歩はめざましく、これまでの検索結果を示すサービスだけではなく、付加価値を持った検索や新しい分析・可視化サービスを実現している。

このような社会的状況に鑑み、JST が保有している科学技術文献の書誌・抄録・索引等のデータ（以下「データ」という。）を用いた JDream サービスの一環として、JST の保有するデータの利用価値を拡充するような新たな提供サービスの実現への協力や機能を提供する民間事業者を公募する。

4. 契約期間及び事業実施期間

契約期間：契約締結日～令和 14 年 3 月 31 日

事業実施期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

稼働開始期限は、「9.(9)サービスや機能の稼働等開始期限」についても参照のこと。

5. 既採択事業者における応募の制限

令和7年度の公募にて選定された提供サービス（以下「JDream サービス」という。）の運営事業者（以下「既採択事業者」という。）は本公募に応募することは出来ない。

6. 事業形態と公募区分（事業者枠・サービスタイプ）

本公募では、提供サービスの事業形態として、以下の「技術補完事業者枠」を設ける。

なお、本公募では、他に「新サービス事業者枠」も設定されており、応募者はいずれかを選択することとしている。「新サービス事業者枠」の詳細は、別紙「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業　仕様書（新サービス事業者枠）」を参照のこと。

技術補完事業者枠

既採択事業者へ技術等を提供し、既採択事業者のもとで、JDream サービスにおける新サービスあるいは新機能を実現する事業形態。

技術補完事業者は顧客への営業活動、サポート（一次サポート）、請求・入金管理等を既採択事業者に委ねることができる。

7. 参加資格要件

技術補完事業者枠の応募者に求める資格要件は、以下のとおりである。なお本公募手続きに基づき選定され、既採択事業者と実施契約を締結する採択事業者（以下「技術補完事業者」という。）は、契約期間にわたって本要件を満たしている必要がある。

なお、本要件は、技術補完事業者としての認定要件、並びに本事業の円滑かつ安定的な運営と品質・セキュリティ等の確保に必要な基準について、JST と既存採択事業者の間で協議の上、総合的に設定したものである。

技術補完事業者は、JST 及び既採択事業者の双方に対し、本要件の充足及び誠実な履行を担保しなければならない。

［技術補完事業者枠の参加資格要件］

(a) 日本国内に拠点を有する法人であること。
(b) 民間の事業者であり、法律で定められた法人税、消費税を完納していること（特例猶予の場合は証明書類提出が可能なこと）。
(c) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者及び第 71 条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

(d) 本公募における「採択事業者」決定の日までの期間、機構から指名停止、取引停止、一般競争参加資格停止又は営業停止を受けている期間中に該当しない者であること。

(e) 破産法、会社更生法、民事再生法又はこれらに類似する日本法又は日本国外法上の倒産法制に基づく、手続の開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定した者に限る。）を受けた者を除く。

(f) 役員のうち、次に該当する者が所属していないこと。

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は日本国外の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は日本国外の法令上これと同様に取り扱われている者
- 禁錮以上の刑（これに相当する日本国外の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

(g) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）と現在も将来も一切の関係を有しないこと。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶することを約定できること。

(h) 親会社が存在する場合、親会社が上記(e)～(g)に該当しないこと。

(i) ISO/IEC27701 又は JIS Q 15001 に準拠していること。もしくはプライバシーマーク（Pマーク）の認証の取得、又は同等の個人情報保護管理を実施していること。同等の個人情報保護管理とは、プライバシーポリシーが制定され、個人情報保護に関する実施管理、教育、内部監査を文書化された手順により実施していることをいう。

(j) ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に準拠した管理、又は同等の情報セキュリティ管理を実施していること。同等の情報セキュリティ管理とは、情報セキュリティ方針が制定され、情報セキュリティ管理体制が構築され、リスクアセスメント、リスクアセスメントに基づく管理策、内部監査、教育を文書化された手順により実施していることをいう。

(k) ISO 9001 の品質マネジメントシステムの認証の取得、又は、同等の品質管理・保証体制（業務マニュアルの整備、トラブル対応手順の策定等）を有していること。

(l) 企業の社会的責任（CSR）を十分に認識し、以下に掲げる事項について適切に対応することを約定できること。
- 雇用しているすべての労働者は、署名入りの雇用同意書または契約書を結んでいる
- 時間外労働に対して、基本賃金率を超える額を支払っている
- 15 歳未満を雇用しない方針があり、実際に雇用はしていない
- 仕事の内容に基づき、法的最低賃金を遵守し、賃金相場に見合った労働者（派遣・請負労働者含む）賃金を決める方法がある
- ビジネスを獲得または保持する、あるいは決定に影響を及ぼすために、価値の高い物を提供または受領していない
- ステークホルダーに関する機密情報の取り扱いは、法律に則りあるいは当事者との契約内容に基づいて実施している
- 上記の他、関係法令及び社会規範を遵守する

(m) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日以降）において、サービスまたはシステムにおける、本公募と同種もしくは類似の技術・機能実装に関わる業務（実証実験：PoC、技術検証を含む）の履行実績を有すること。

(n) 安定性のある財務的基盤を有する者、または経営状態が著しく不健全でないと認められる者であること。

8. 事業内容

（1） JDream サービスへの技術補完

JST から利用を許諾されるデータの利用価値を高め、JDream サービスの顧客にとって有意義で高付加価値な新サービスや新機能の実現に貢献するため、既採択事業者に対し新たな技術や機能等を提供すること。その際、以下に挙げる既採択事業者の新しいコンテンツ提供サービスとして期待される事例等を考慮、あるいは取り入れることが望ましい。

新しいコンテンツ提供サービス（期待する事例等）
- ・各種 AI 技術を活用したデータの新たな利用価値や顧客体験等の実現
- ・ビッグデータ解析や自然言語処理等の先進技術の活用
- ・JDream サービスを中核とした研究開発 AI プラットフォーム化への貢献
- ・JST が実施している情報サービス（例えば J-GLOBAL）との連携
- ・特許情報やビジネス情報（ニュース情報など）など、JDream サービスで提供する情報を用いた新たな価値創造
- ・科学技術分野の用語が体系的に整理されたシソーラス辞書の新たな活用

・顧客層や利用機会の拡大を目的とした、販売ネットワークの構築や地域に即した顧客開拓、また新たな利用層への新価値の訴求
・JDream サービスの幅広い顧客基盤、販売ネットワーク、決済収納、マーケティング、プロモーションを活用したサービス開発や顧客ニーズに即したサービスの実施
・研究開発活動の活性化や科学技術情報流通の持続可能性に資する効果的な仕組みや技術の提供
・研究開発活動プロセス全体（課題設定、探索、分析、意思決定）を支援する AI 基盤の実現に資する技術の提供
・信頼性の高いコンテンツを活用した公共性の高い活動やサービスの実施

（2） 事業の基本的な考え方

事業実施にあたっては原則として、以下の考え方を遵守すること。なお、本事業の趣旨に即した柔軟な対応を妨げるものではない。

・公共性：本事業が公共性を有することを認識し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重すること。
・公平性：顧客や本事業関係者が公平な取扱いを受けること。
・利便性：ユーザーフレンドリーで質の高いサービスを提供すること。
・安定性：社会経済情勢を踏まえ、長期にわたり安定的な事業運営構造とすること。
・適正な顧客負担：合理的な事業運営費に基づき、顧客負担水準が適正であること。

9. 事業実施の条件

本公募に応募する事業者は、以下に示す事業実施の条件について了承すること。なお、事業実施上の基本的事項の詳細は別紙2を参照のこと。

（1） JST 提供データの利用

JST 提供データには、JST 自らが作成等したデータや辞書等と、出版社等と JST との間で交渉・契約を行い、許諾等を得た文献情報等データがある（以下「JST 提供データ」もしくは「データ」という。）。JST は自らが保有している、若しくは利用権等を有しているデータについて既採択事業者に利用許諾を行っている。事業者は採択後、既採択事業者の了承のもと、JST 提供データを提案で必要とする限りにおいて利用することができる。

利用できるデータ、遵守すべき法令等については、「別紙１」を参照のこと。また、「(3)JST 提供データの AI 利用」についても参照のこと。

事業者は、遵守すべき法令等並びに出版社等と JST との交渉・契約により定められた条件に基づき、データを事業実施において利用することができる。なお、JST は必要に応じて当該データの利用を制限し、または利用を一時的に停止させることがあり、事業者はこれに遅滞なく従わなければならない。

(2) JST 提供データの収集・作成方針

JST 提供データは、科学技術分野の日本国内外の文献資料に基づき作成している。国内誌（日本国内で発行された文献資料）においては、ジャーナルや学協会誌等の定期刊行物や会議録は網羅的な収集に努めており、約 69 万件／年（令和 7 年度）の文献情報データを作成している。また、外国誌（日本国以外で発行された文献資料）については、主要なジャーナルを中心にメタデータを活用し、約 236 万件／年（令和 7 年度）を作成している。また、上記に加え、中国発行資料については、約 20 万件／年（令和 7 年度）作成している。

国内誌における概要文章（抄録・ポイントデータ・スニペット）については、令和 9 年度より機械処理を導入する予定である。外国誌については、長年 JST が蓄積した大量のコーパス（文章での日英対訳文）及び辞書を活用した機械翻訳にて作成した翻訳抄録と英文抄録を併記している。

索引は自動索引によりデータ作成件数を増強しており、令和 9 年度より自動索引の適用拡充を予定している（人手作業対象も一部併存する）。

文献情報データベースは、「別紙1　1.JST が提供する文献情報等のデータ」のとおりファイル別に作成している。また、文献情報以外のデータベースも作成している（詳細は「別紙1」を参照のこと）。

今後のデータ収集・作成方針として、国内誌は引き続き網羅的な収集に努め、データベースへの収録を継続するとともに、外国誌は対象誌の拡大を検討する。なお、国からの予算措置等の状況によっては、方針や収集・作成内容が影響を受けることがある。

(3) JST 提供データの AI 利用

① AI 利用可能なデータ例

本事業で利用可能なデータ（国内誌、外国誌問わず）のうち、AI の利用ができない等の利用が制限されたデータがある。

参考として、既採択事業者の一部サービスや機能について、AI の利用が可能な資料の概況は以下のとおりである（令和 8 年度継続収集誌数）

国内誌：利用可能な誌数 10,700 誌のうち約 52%程度

外国誌：利用可能な誌数 8,800 誌のうち約 56%程度

② JST 提供データの AI 利用可否

JST 提供データの AI 利用の可否は、法令遵守に加え、以下の（ⅰ）出版社等との契約等における許諾可否、および（ⅱ）データの利用範囲及び利用制限、等との整合性を踏まえ、提案される技術や機能ごとに JST が個別に精査するものとする。

当該精査の結果については、データ提供時において、利用可否を示すフラグ情報（文献利用条件フラグ）として既採択事業者へ共有される。（詳細は「別紙1」を参照のこと）。

（ｉ）出版社等との契約等における許諾可否

提案される技術や機能に係るAIにJST提供データを利用可能とするか否かは、当該データに関する出版社等の利用可否やその内容との整合性に基づき判断される。

特に、外国誌に関しては、事業者の選定後に、出版社に対してAI利用可否の確認や許諾取得のための交渉等を実施する必要があるため、技術や機能の利用者への提供時期については、十分留意するものとする。

また、本公募以降においても、出版社等との契約の締結及び拡充に向けた交渉を行う予定であるが、全てのデータについて事業期間内にAI利用が可能となることを保証するものではないため、あらかじめ留意すること。

（ii）データの利用範囲及び利用制限

提案技術や機能に係るAIに対し、JST提供データを利用可能とするか等について、以下の事例等のように判断される。いずれの場合も顧客によるAI利用は不可とする。

利用可能な事例：

・データの検索やその結果としてのデータそのものを出力すること

・AIによる加工を伴う出力

ただし、元データの意味や意図を歪めること、推測による情報補完をすること（ハルシネーション）等を抑制する措置を講じ、合理的な範囲で出所明示を行うこと

利用不可な事例

・自社AIモデルへ学習させること（利用可能な場合あり。個別にご相談ください）

・不特定多数が利用する汎用AIモデルへ学習させること

・学習済みAIモデル（学習済みパラメーター、中間生成物を含む）を本事業以外の自社サービスや他社サービスへ転用すること

・データの外部漏洩となるようなAIサービスへ入力すること

利用における注意事例：

・意図しない学習やデータ漏洩等を回避するため、AIを利用したデータは一過性の利用にとどめ、合理的期間の経過後に削除すること

（4）事業の対象範囲

技術補完事業者枠における事業は、JDreamサービスへの新規サービスの追加に資する取り組みの他、既存のJDreamサービスの提供価値の強化や機能向上に資する取り組みなどを対象とする。いずれの取組においても、事業者は、本公募において実現する新サービス、技術や機能によって、既存のJDreamサービスにない新たな体験や差別化などの価値を実現するものとする。

なお、本公募において技術や機能を提供し、実装する既存のJDreamサービスは以下のとおり。

JDream サービス

JST が令和7年度（昨年度）の公募に基づき選定したコンテンツ提供サービスをいう。

・文献検索サービス（JDreamⅢ検索サービス：クイックサーチ・アドバンストサーチ他）
・最新文献情報の配信サービス（SDI サービス・科学技術文献速報サービス）
・研究者探索サービス（JDream Expert Finder）
・医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス（JDream SR）
・技術戦略の分析・可視化サービス（JDream Innovation Assist）
・上記の各サービスの特徴等を踏まえた AI と専門知を融合した新プラットフォームサービス（仮称）
・共同研究・オープンイノベーション支援サービス（仮称）
・技術調査分析・戦略立案 AI エージェントサービス（仮称）

※サービス等の概要については、以下の選定に係るプレス発表も参考のこと。
https://www.jst.go.jp/pr/announce/20260331-2/index.html

（5）事業提案と JDream サービスへの組み込み

① パートナーとしての提案

技術補完事業者枠において、事業者は単なる業務受託（下請け等）者ではなく、既採択事業者と協働するパートナーとして、自らが有する技術や機能等の詳細、および既採択事業者との役割分担等を提案するものとする。

また、提案される技術や機能が活用されるサービスイメージや、組み込み先として想定する既採択サービスがある場合は、提案書において明示することが望ましい。

提案様式については、提出書類作成要領「2.B-2.(2)全体サービスイメージ」、「2.B-4.(3)システム連携イメージ」を参照のこと。

② サービスへの組み込み方針

事業者が提案する技術や機能等は、既採択事業者の JDream サービスの一環として組み込まれ顧客等へ提供されることを前提とする。このため、当該提案のサービスへの組み込み方針については既採択事業者が主導し、事業者との協議・合意の上で決定するものとする。組み込み形態は提案内容に沿ったものに限らず、異なる内容となるもの、新たなサービス企画への活用など、様々な形態を想定する。

③ 連携・協働に関する基本方針

事業者は、既採択事業者のシステムの設計思想および共通ルールを尊重し、常にそれらへの調和・整合を自律的に確保すること。また、構想から実装・運用に至るすべての工程において、既採択事業者との円滑な連携・協働等を行うものとする。

（6） 事業の実施システム

本事業は、日本国内に設置のシステムで実施すること。ただし、データの保全や災害対策（BCP）の観点から、バックアップデータの保管先に限り、例外的に海外のデータセンターの利用を認める場合がある。また、システムについては、「別紙2　2.情報セキュリティ」に記載の内容を遵守のうえ、運用すること。

（7） 事業におけるサービスの役割と拡張等について

本公募でもとめている技術・機能等は、これまで提供されてこなかった新たな価値や市場を生み出すなど、本事業の新たな可能性を拡げる役割が期待される。

そのため、堅実な実施内容はもとより挑戦的な取り組みも可能とする。

また、サービスへの実装等の後、新技術の導入や新たな価値の追加、継続的な改善、実施状況等を踏まえた適宜必要な見直しなどを自ら行うことが望まれる。

また、サービスへの新たな価値の追加、改善等において、JST 提供データへの期待や要望事項等があれば、既採択事業者を通じ、JST へ適宜提案することが望まれる。

（8） 商標・新サービスの名称

事業者は、JST が保有する「JDream」に係る関係商標を出願することはできない。他方、技術補完事業者枠の事業者は、既採択事業者との調整と合意に基づき「JDream」に係る関係商標・類似商標を利用することができる。

（9） サービスや機能の稼働等開始期限

本公募の採択事業者は、原則として、下記の稼働開始期限までに本仕様書を踏まえ提案するサービスの稼働や技術等の提供を実現し、サービスを利用する顧客（以下「顧客」という。）が円滑に利用することができるよう準備を完了しなければならない。なお、サービス等が合理的かつ段階的な稼働・提供計画を有する場合は、当該計画の初期段階が期限内に実現完了したことをもって、稼働開始期限を満たしたものととみなす。

技術補完事業者枠

既採択事業者との契約交渉において実施合意し、JST によって選定された事業者

稼働開始期限：令和 10 年 3 月 31 日

ただし、契約交渉において協議の上、合意した稼働開始期限がある場合は、当該別に定めた稼働開始期限が上記期限に優先するものとする。

（10） 事業者の収入

本公募において採択される技術補完事業者枠の事業者は、次に定める形態により事業を実施するものとする。

事業者は、既採択事業者が運営するコンテンツ提供サービスを通じて、提案した技術や機能等を顧客に提供するものとするが、顧客に対して直接有償でサービス等を提供することはできない。なお、当該技術等の提供や利用に伴う対価等については、既採択事業者との間で別途協議等し、当該事業者を経由して得るものとする。

（11） データ等の利用許諾に対する対価

事業者は、JST 提供データの利用許諾に対する対価を直接 JST に支払う必要は無い。提案する技術等の提供や利用に伴う対価や費用負担等について、既採択事業者との間で別途協議等し決定するものとする。

（12） 補完事業者

事業者は本事業において、効果的・効率的な実施の為に、請負業者に協力や委託等を行うことができる。このような事業者と連携し補完する協力実施者の他機関を補完事業者という。

① 補完事業者の事業

本事業に関して事業者が協力等を求める補完事業者は事業者の本事業の範疇で活動するものとし、補完事業者の行為は、全て事業者の行為と見なし、事業者がその責任を負うこととなる。また、補完事業者の活動及び利用できるデータは、出版社等と JST との交渉・契約の内容等を満たす範囲でなければならない。ただし、本事業の一切の業務を補完事業者に委託することはできず、事業者は自らが主体となって事業を執行しなければならない（業務の一部の委託又は協力要請に限定すること）。

②補完事業者の選定

事業者は補完事業者を自ら選定する事ができる。

（13） 顧客情報等の管理

事業者は既採択事業者の管理あるいは指示に従うこと。

（14） 実施内容の改善及び見直し

JST と既採択事業者との間で設置する連絡会議を、事業開始後に定期的に開催し、既採択事業者の実施状況の共有及び改善点等を確認・議論等する。技術補完事業者は既採択事業者を通じて、この確認・議論等に協力するものとする。

なお、事業開始後に当初の提案に含まれない新たな取組の実施および当初の提案や計画の大幅な変更や縮減等を希望する場合は、実施に先立ち既採択事業者と協議し、確認を得るものとする。

（15） 技術や機能の提供等の撤退

本公募で採択された技術や機能の提供等は原則、継続を前提とする。

当該提供等の終了や撤退等は、既採択事業者と協議し、両者合意の上決定すること。

なお、予見困難な事由（天災地変、騒乱、疫病、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、その他本契約締結時において予見し得なかった事由等）により、本事業の目的を達成することが困難となったときを除く。

10.報告

既採択事業者と技術補完事業者との間で連絡会議を設置し、定期的に実施状況を報告する。詳細は「別紙２　1.(2)事業実施について」を参照のこと。

11.納品物

計画書、報告書、計算書類、サービス仕様書等の、既採択事業者が必要と定める書類等の納品を行うものとし、詳細は既採択事業者と技術補完事業者の双方協議の上決定するものとする。

12.担当部署

国立研究開発法人科学技術振興機構
情報事業部情報資産企画グループ　公募担当
〒102-8666　東京都千代田区四番町５番地３　サイエンスプラザ
E-mail：jouhou-koubo@jst.go.jp
電話：03-5214-8444、FAX：03-5214-8460

13.その他

本公募の応募者は、応募内容に関するすべての情報は、正確かつ完全であり、重要な誤記または遺漏はないことを保証するものとする。

本仕様書に定められた以外の事項で生じた疑義、本仕様書等の解釈に関して生じた疑義については、JST と協議を行い解決すること。

別紙1

JST が提供可能なデータ及び JST が保有する商標

1. JST が提供する文献情報等のデータ

JST が提供する対象データは以下のとおり。JST の意向によりデータ内容及び提供方法に変更が発生する場合がある。変更が生じる場合は、事前に既採択事業者へ連絡の上行うこととする。なお、以下の表中に記載する更新頻度及び年間件数は、あくまで目途であり、機構としてこれを約束するものではない。

(1) 文献情報データベース(JST 系ファイル)

ファイル名	収録情報	更新頻度	収録件数（年間件数）
JSTPlus	日本国内外発行の資料から科学技術（医学を含む）全分野に関する文献情報を収録。	1981 年 4 月～（月 4 回）	約 4,860 万件（約 270 万件）
JMEDPlus	日本国内発行の資料から医学、薬学、歯科学、看護学、生物科学、獣医学等に関する文献情報を収録。	1981 年 4 月～（月 4 回）	約 1,260 万件（約 55 万件）
JST7580	日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。	1975～1980 年（更新なし）	約 214 万件（－）
JST5874	日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。	1958～1974 年（更新なし）	約 397 万件（－）
JSTChina	中国国内で発行される科学技術資料に掲載された文献情報を収録。2007 年サービス開始。現状は無料ファイルとして提供。	1981 年 4 月～（月 2 回）	約 540 万件（約 20 万件）

※1 収録件数は令和 8 年 3 月末時点
※2 JSTPlus と JMEDPlus では約 412 万件が重複記事（年間約 15 万件の重複記事）。
※3 JSTChina 及び JST5874 は無料にて提供すること。
※4 JSTPlus、JMEDPlus、JSTChina と JST7580、JST5874 は索引されるシソーラスが異なる。
※5 「1. JST が提供する文献情報等のデータ」で示した JST 作成の文献情報データベースに収録されている資料については、以下のサイトから確認することが可能である。 https://jdream3.com/guide/material/
※6 データは、JST 指定フォーマットで提供する。
※7 文献情報データベース（JST5874 および JST7580 を除く）に収録された各文献について、第三者提供可否や AI 利用可否等の文献利用条件を示す「文献利用条件フラグファイル」を、当該データベースと同時に提供する。
※8 国内誌及び外国誌のいずれも、原則として、顧客から先の第三者提供、AI 利用はできない。
※9 今後の事業に支障があると判断される場合や、出版者との契約状況等に応じて、データの提供や販売等を制限することがある。

【補足1】

文献情報データベースの特徴

日本国内で発行される科学技術関係の定期刊行物をほぼ網羅しており、その内訳は、学協会が発行する各種資料（学術誌・学会誌、会議要旨集等）が資料数で 5 割程度、記事件数で 7 割強となっている。また、企業・商業出版社が発行する資料の割合は 1 割程度、記事件数では 1 割程度となっている。

外国誌については、令和元年より、海外出版社との契約に基づくメタデータのライセンス提供を受け、文献データを作成している。令和 8 年は 30 社と契約している。

【補足 2】

文献情報データ作成の変遷

	日本国内資料	日本国外資料
～平成 27 年度	著者抄録の利用、人手による作成	人手による作成
平成 28 年度～29 年度		一部に機械翻訳、自動索引を導入
平成 30 年度～令和元年度		原則機械翻訳、一部自動索引
令和 2 年度～	一部に自動索引を導入	機械翻訳、自動索引を全面導入
令和 9 年度（予定）～	自動索引の導入を拡充 概要文章について機械処理を導入	

（2）文献情報データベース(プレプリントサーバファイル)

国内外のプレプリントサーバに収録された文献データを収集し、JST が機械翻訳、索引を付与したデータ。

ファイル名	収録情報	更新頻度	収録件数 （年間件数）
PREPRN	国内外のプレプリントサーバに収録されたプレプリントファイル情報（査読を通過していない論文）を収録。現状は無料ファイルとして提供。	（隔週）	約 218 万件 （約 35 万件）

※1　収録件数は令和 8 年 3 月末時点。なお、年間件数は新規と更新分の合計となる。

※2　PREPRN は無料にて提供することが前提となる。

※3　PREPRN 収録のプレプリントサーバは、arXiv、bioRxiv、medRxiv、Jxiv となる。

※4　PREPRN 収録データの利用は、各プレプリントサーバの利用条件に従う。

※5　データは、JST 指定フォーマットで提供する。

(3) 文献情報データの作成予定

内容	令和 7 年度収録件数 （実績値）	令和 8 年度収録件数 （予想値*）
収録資料	外国誌：定期刊行物　9,200 誌 国内誌：定期刊行物　10,700 誌 報告書等　680 誌 JSTChina 対象誌:　1,470 誌	外国誌：定期刊行物　9,200 誌 国内誌：定期刊行物　10,700 誌 報告書等　700 誌 JSTChina 対象誌:　1,450 誌
書誌データ	外国誌：書誌　2,358,000 件 国内誌：書誌　688,000 件 JSTChina 対象誌：書誌　204,000 件	外国誌：書誌　2,000,000 件 国内誌：書誌　650,000 件 JSTChina 対象誌：書誌　220,000 件
抄録、索引データ	外国誌：抄録　2,358,000 件 索引　2,358,000 件 国内誌：抄録　215,000 件 索引　612,000 件 JSTChina 対象誌： 抄録　204,000 件 索引　204,000 件	外国誌：抄録　2,000,000 件 索引　2,000,000 件 国内誌：抄録　215,000 件 索引　595,000 件 JSTChina 対象誌： 抄録　220,000 件 索引　220,000 件

(*)予想値であり件数は変動する。
※　収録資料は変更がある。

2. JST 作成の文献情報以外のデータ

JST が提供する文献データ以外の対象データは以下のとおり。JST の意向によりデータ内容及び提供方法に変更が発生する場合がある。変更が生じる場合は、既採択事業者へ事前に連絡の上行うこととする。なお、以下の表中に記載する更新頻度及び年間件数は、あくまで目途であり、機構としてこれを約束するものではない。

(1) 化合物データベース

ファイル名	収録情報	更新頻度	収録件数 （年間件数）
JCHEM	有機低分子化合物データベース。化学物質の商品名、治験番号、体系名、化合物辞書番号、分子式等の情報を収録。現状は無料ファイルとして提供	月 1 回	約 382 万件 （約 1.1 万件）

※1　収録件数は令和 8 年 3 月末時点
※2　データは、JST 指定フォーマットで提供する。

(2)　文献情報の関連データ

ファイル名	収録情報	収録件数	更新データ提供頻度
引用情報	JST 作成引用 NIICJP 引用 JLC/書誌同定 dump データ中の引用データレコード数。重複排除及び整理番号有りのみを抽出した件数。	150,751.236 件 （内 JaLC 引用 24,409,135）	年 12 回 （月 1 回）
著　者 ID(JGPN)	文献の著者名を名寄せしたもの	123,151,740 件 （延べ著者数（名寄せ前の著者数）は、299.979,262）	およそ隔月 （2 ヶ月に 1 回）
機　関 ID(JGON)	文献の著者の所属機関名を名寄せしたもの	11,531,381 件 （延べ機関数（名寄せ前の機関数）は、119,525,031）	およそ隔月 （2 ヶ月に 1 回）
全文リンク情報	文献の一次情報（全文情報）のリンク（URL）情報	54,394,593 件	およそ隔週
文献利用条件フラグ	出版団体の許諾条件や法的解釈に基づく、文献データのサービス利用（第三者提供、AI 利用等）の可否情報	JSTPlus、JMedPlus、JSTChina の収録件数に準じる。	月 4 回

※1　収録件数は令和 8 年 3 月末時点。

※2　データは、JST 指定フォーマットで提供する。

※3　文献データの全文リンク情報を積極的に活用し、顧客の論文原文へのアクセスを確保するように図ること。

＜文献利用条件フラグについて＞

JST が提供する文献データでは、法的視点および出版団体との許諾条件に基づき、事業者から他機関への提供や、AI 機能等での利用等が制限されるデータがある。当該制限はデータにより異なるため、個々のデータの利用条件を文献利用条件フラグとして提供する。

事業者は本事業を実施するにあたり、文献利用条件フラグ情報に基づく適切なデータ利用管理を行うこと。

＜著者 ID（JGPN）・機関 ID（JGON）について＞

・同定精度について

文献に記載された著者について、氏名、共著関係、出現頻度、研究内容などの情報を組み合わせ、スコア化して同定処理を実施している。同定処理により同一人物と判定した著者については、「佐藤太郎、SATOH TARO、S. Taro」のように表記が異なっていても同一の ID を付与（名寄せ）している。ただし、その仕組み上、婚姻による姓の変更などの名寄せは難しく、また同姓同名など誤名寄せとなるケースもあり、精度については保証できない点に注意が必要。特に外国人著者の同定精度は低い傾向にある。

所属機関の同定精度も同様である。

・名寄せ誤りの修正について

事業者が名寄せ誤りを発見した場合は、事業者の申し出に基づき JST が都度修正を行う。ただし修正対象の著者または機関の正しい名寄せ結果（文献情報）を事業者から JST へ提供すること。

・名寄せ誤りの修正に要する期間について

名寄せ誤りの修正には通常、約 2 ヶ月を要する。

・提供頻度について

現状は隔月で提供しているが、情報量の増加によるシステム処理時間の増大により、提供頻度が変更となる可能性がある。その場合は都度事前に連絡する。

・提供範囲について

情報量の増加に対応するため、今後、同定の対象範囲を変更する可能性がある。その場合は都度、事前に変更内容を説明し変更時期等について相談する。

(3) JST の辞書等

上記で提供する文献情報等の他、以下の辞書等を機構より貸与する。

ファイル名	収録情報	収録件数	更新データ提供頻度
2024JST シソーラス	JST シソーラス用語の見出し語、階層関係等を収録	日英見出し語 113,080 件 日英RT関係語 103,278 件 日英NT関係語 438,371 件 日英BT関係語 438,371 件	2、3 年に 1 回
1978JST シソーラス	7580 ファイルのシソーラス。見出し語、階層関係等を収録	78見出し語 35,497 件 78NT関係語 58,236 件 78BT関係語 70,355 件 78UF関係語 5,069 件 78USE関係語 5,069 件	なし
大規模辞書	用語同士の関係(同義語情報及び、上位語・関連語となるシソーラス用語情報)を収録 (JST シソーラス、日本化学物質辞書の名称を一部含む)	語情報 1,188,526 件 同義語 ID 情報 252,299 件	年 48 回(およそ週 1 回)
日本語異表記辞書	原則として同じ意味をもつ、同音異表記の組合せを収録	426,465 件	年 48 回(およそ週 1 回)
機関名辞書	文献情報等より抽出した機関名とその表記ゆれの一覧を収録	機関名情報 346,646 件 機関名リンク情報 6,531 件	不定期(更新の都度)
分類コード一覧	文献情報作成時に付与している、分類コード及びその名称、スコープの一覧を収録	4,212 件 ※JSTChina で使用される、先頭が "V" のコードを含まない件数	なし
MeSH 対訳辞書(日本語 MeSH)	MeSH 用語に対応する日本語訳(MEDLINE ファイル作成時に機構にて付与している)の辞書	Descriptor 65,362 件 Qualifier 76 件	年 1 回 12 月末～1 月頃提供
編別分類表	科学技術文献速報を作成するための編及び対応する分類コードの一覧を収録	4,165 件	なし

※1 収録件数は令和 8 年 3 月末時点。

※2 データは、JST 指定フォーマットで提供する。

※3 JST シソーラスについて、本公募の契約期間中における改訂を予定しており、改訂版を調整の上、提供する。

3. JST が提供するデータについて遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、仕様書「7.参加資格要件」の他、以下の関係法令等を遵守すること。

・個人情報の保護に関する法律

・著作権法

・その他関係法令等

国や JST の事業計画の見直しや予算措置の状況等を踏まえ、本事業の実施方法や公募内容についても変更等が伴うことがあること、予め留意すること。

4. JST が保有する商標

JST が保有する商標の概要は以下のとおり。本事業・サービスの名称等に利用する場合は、既採択事業者と協議の上、利用について決定する。

第 4769986 号　JDream
第 4788897 号　JDream
第 4769987 号　JDream（ロゴマーク）
第 1867983 号　科学技術＼文献＼速報
第 4400051 号　科学技術文献速報
第 2623795 号　Bunsoku（ロゴマーク）
第 4713111 号　JSTPlus
第 4713112 号　JST7580
第 6647285 号　JST5874
第 4713113 号　JMEDPlus
第 5083189 号　JSTChina
第 6647286 号　JCHEM
第 6647284 号　プレプリン＼PREPRN

別紙2

事業実施上の基本的事項

1. 体制・事業実施

(1) 総括責任者の設置

技術補完事業者は、本件事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、事業の全体を総合的に把握し管理・調整を行う総括責任者を定め、既採択事業者の承認を得るものとする。総括責任者を変更する場合も同様とする。

(2) 事業実施について

事業実施にあたっては、仕様書「8.事業内容」、「9.事業実施の条件」に定めるほか、以下の項目を考慮して進めること。

① マネジメントシステムの構築

本事業を実施するために、事業者が実施する全ての事業範囲に対するマネジメントシステムを構築し、運用、改善を行うこと。また、マネジメントシステムを明確化するために、全ての事業を文書化すること。

② 人材の確保及び教育

事業遂行に必要な人材を確保し、サービスの維持、向上のために必要となる教育を行うこと。人材の異動に関しては、可能な限り、適切な引継ぎ期間を設け、事業に支障を来さないように円滑な移行を行うこと。

③ ユーザサポート

事業者は、事業遂行に必要な体制や専門的な知見を有する人材を自らの責任と負担において確保し、ユーザの懸案事項に対して細やかな対応を行うこと。特に、自らが提供する機能等に起因する専門的な技術調査（二次サポート以降）は、事業者が自らの責任において実施するものとする。

なお、初期の問い合わせ対応（一次サポート）を含むユーザへの営業活動、請求・入金管理等の業務を既採択事業者に委ねる場合、当該業務に関する管理費用等の諸条件は、双方の事業継続性を担保できる適正な範囲内において、既採択事業者と合意するものとする。

④ リスク管理計画の策定、管理

技術補完事業者は、事業推進上のリスク要素を抽出し、リスク管理計画を策定するとともに、管理を行うことが望ましい。

また、事業継続計画（BCP）対応等の観点から BCP 策定、対応組織の設置、リスク分散化（クラウド利用やテレワークの実施、社内感染拡大防止策、サイバー攻撃対策も含む）、代替手段（バックアップ機材や交代要員等）の確保、対応資材（PC 機器、UPS、自家発電、医療資材等）の備蓄等の対策が用意されていることが望ましい。

⑤ 既採択事業者とのコミュニケーションと協力等

技術補完事業者は、既採択事業者とのコミュニケーションを図り、必要とされる協力や報告等を行うこと。

⑥ 補完事業者とのコミュニケーションと協力等

技術補完事業者は、補完事業者との協働を円滑に進めるため、補完事業者との連絡、報告、調整、協議等を適切に行うこと。

⑦ 他の事業者との協力等

技術補完事業者は、自身が有しない他の独自の技術等を有する者と提携することができる。このような者を連携事業者という。事業者は連携事業者を自ら選定することができる。また、連携事業者の活動、サービス及び利用できるデータは出版社等の発行者と JST との交渉・契約の内容等を満たす範囲でなければならない。

⑧ 定期的な事業の見直し

技術補完事業者は、実施する事業・サービスの見直しや継続的な改善を行うために、あらかじめ事業・サービスの内容、方法等を定期的に見直す仕組みを定めること。なお、技術補完事業者は既採択事業者へ提供する技術・機能等に関し、見直しや継続的な改善を行う仕組みを設け、既採択事業者の元、適切な見直し等を実施すること。

⑨ 不定期・不定形な事業への対応・協力

技術補完事業者は、実施する事業に関して不定期・不定型な事業に対応できること。参考までに下記にそれらの事例を示す。

・提供データの不備・不足等を修正するデータメンテナンス
・データ仕様やデータ種の変更、データセット作成等に伴うシステム対応
・特例事由によるデータ非表示や削除
・辞書等の更新に伴うデータ・システム等の更改作業　　等

⑩ 事業実施における協力義務

事業者は、円滑なサービス運営および品質確保のため、既採択事業者から求められる技術的な確認、進捗報告、監査対応その他必要な協力について、適切かつ迅速に対応するものとする。

(3) コンプライアンス等

① 関係法規等の遵守

技術補完事業者は、関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守するものとする。

② 情報の管理

技術補完事業者は、本事業を遂行する上で使用する情報、及び JST が提供するデータの所在を一元的に管理し、情報の漏えいや紛失を防止すること。

③　守秘義務

技術補完事業者は、公知の事実及び法令等により開示を求められた情報をのぞき、本事業に関連して開示を受けた又は知り得た事業運営に係る一切の情報（以下「機密情報」という。）につき最大限の注意をもって秘密を保持し、事前に既採択事業者の書面による承諾を得ることなく、本事業の目的外で使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。なお、事業者は、自社の従業員を含む当該情報を知る必要がある関係者にのみ機密情報を開示するものとし、本事業に関与しない者には、いかなる手段においても一切機密情報を開示し又は使用させてはならない。また、本件の実施完了後は、本件に関する情報を返却又は確実に破棄すること。

④　個人情報の取扱い

技術補完事業者は、事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

⑤　事業規範等

技術補完事業者は、事業の実施にあたって行動の基準や指針となる規範や標準化などの経営効率、ガバナンスや品質の向上、透明性や信頼等を確保する取り組みを有していることが望ましい。

⑥　AI の安全利用にむけた責任とガイドライン

技術補完事業者は、事業における AI の安全安心な利用に努めなければならない。特に、次に示す政府ガイドライン等の遵守に努めること。

・AI 事業者ガイドライン ［総務省・経済産業省］

・AI と著作権に関するチェックリスト＆ガイダンス ［文化庁］

また、開発者、提供者、利用者は各々が AI 技術のリスクを認識し、技術の現状と限界を考慮した上で適切に活用することが望ましく、この為の自主的な指針やガイドライン、具体的方策等を有していることが望ましい。

⑦　ワーク・ライフ・バランス等の推進

技術補完事業者は、ワーク・ライフ・バランス等を推進していることが望ましい。

⑧　サプライチェーンリスクに対する安全性の確保

事業者は、本事業の遂行に必要なハードウェア、ソフトウェア、その他サービス等の実施において、特定の供給元への過度な依存を避け、供給遅延等に対するリスク低減策を講じることが望ましい。あわせて、政府機関等のセキュリティ対策基準等に基づき、不当な情報の窃取や改竄、システムの意図しない停止等のリスクを排除できること。

2. 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティ対策

システムの脆弱性等に対する対策・措置を適切に講じて、システムの正常稼動を維持するための環境を整備し、運用すること。

以上